



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2016
12.9
no.151

Report

- 1 人権教育の実践的視座とすじ道
— 人権としての「居場所」と「物語」づくりを —
大阪市立大学名誉教授 桂 正孝 1
- 2 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
子ども国会実行委員会 実績報告書
子ども国会実行委員会 5
- 3 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
2015年度国内事業
チャイルドライツプロジェクト 完了報告書
国際子ども権利センター(シーライツ) Youth for Rights 辻実菜未 西岡あゆみ 11
- 4 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
学生とひとり親家庭の子どもによる里親子の地域参加活動
東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ 16

Document 2016.7.10 ~ 2016.9.30

- 子どもの人権や教育に関する報道と記録から 21



人権教育の実践的視座とすじ道

— 人権としての「居場所」と「物語」づくりを —

大阪市立大学名誉教授 桂 正孝

1 人権教育の実践的意義と役割とは

2015年の4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。我が国における就学前教育・保育、子育て支援制度が大きく変わりつつあります。それぞれの基礎自治体（市町村）に設けられた「子ども・子育て会議」が中心となり、新制度への具体的対応が進められています。こうした構想が立ち上がった背景、制度の概要とともに、その課題について考察したいと思います。

2 人権としての「居場所」づくりとは

「居場所」というコトバは、通常きわめて多義的に使われているが、いま、ここでキーワードとして使う、人権教育の実践がめざす「居場所」という用語は、さしあたり、家庭や地域、学校、ネット空間等での生活環境のなかで、安全で安心して暮らしていくのに不可欠で、自らの要求や願いを実現したり、たがいに助け合ったりして、自らの「人生の物語」を主体的につくる場を意味している。それは、「社会的居場所」と「個人的居場所」との二つの側面から成り立っている、と規定しておきたい。

「社会的居場所」とは、ふだんの家庭・学校・地域等の暮らしのなかで、周りの人びととの出会いや出番が用意され、自分が必要であり、頼りにされる場であり、メンバーシップ形成の場といえよう。

「個人的居場所」とは、役割と出番によって、自分らしさ（アイデンティティ）を発揮して、自尊感情（自信）を実感できる場を意味している。

「物語づくり」とは、子どもたちが苦境から脱出するために、自分らしさ（個人の尊厳）を認め、将来への夢や希望を見つけて、自らに語り励ますことである。換言すれば、共感し学び合える仲間やおとなの支援によって、自らの境遇や生育史を見つめ直し、等身大の自己像をつかみ、状況変化に応じて人生設計の軌道修正を試みながら、自立への展望を拓き、自らの人生に筋をつけることである。

3 「居場所」を奪われ、苦境にあえぐ子どもたちは

(1) 連続増加する児童虐待問題から

周知のようにこの四半世紀、経済のグローバル化政策は、国家財政の危機的状況のもとでは、

市場原理の徹底化を促進し、個人の選択と自己責任に基づく新自由主義に依拠して展開されてきた。必然的に経済の不均等発展やリスクの階層化・個人化にともなう「格差社会」の拡大や非正規雇用・ワーキングプアと呼ばれる最貧家庭の急増をもたらしてきた。

さらに、家庭の養育力の弱体化の結果、教育機能の外部化がすすみ、教育の空洞化が促進されてきた。この間の児童虐待の急増は、家庭という根源的な居場所の剥奪によって引き起こされており、「格差社会」の底辺における家庭崩壊と地域の生活・生育環境の劣化を如実に物語っている。^(注1)

(2) 深刻化するいじめ問題から

将来、より優位な社会的立ち位置につくために、市場競争万能主義が子育て・教育の世界でも強められ、排他的な学力競争があおられ、学習塾通いが常態化し、子どもの時間的ゆとりや心のゆとりが奪われてきた。つとに、子どもたちは学校化した生活世界のなかで子ども社会も解体され、子ども仲間との野外遊びや労働体験をもたない消費者に変貌した。

とりわけ、学力競争の「負け組」の子どもたちは、学ぶことの意味やおもしろさ、楽しさを享受できず、将来への展望を見失い、学力競争の場から降りたり、孤絶する状況が出現している。知的好奇心のなえた子どもたちが、欲望をかきたてるメディア・グッズや消費文化に巻き込まれていくことは避けがたい。総じていえば、メディア社会の急速な進展が、人間関係を希薄化させ、生活体験を疑似化し、自尊感情や人権感覚を傷つきやすくする「居場所」の喪失状況を生み出し、いじめ問題を誘発する温床となっている。^(注2)

4 「グローバル人材」養成政策と疲弊する学校教育のいま

(1) 「グローバル人材」養成政策の問題点

市場経済をめぐる激しい国際競争が科学技術の進歩と情報化による産業構造の激変をもたらし、そうした変化に適応し、担える「グローバル人材」の養成をめざして、国家戦略としての教育改革が展開されている。

新自由主義的政策が主導する学校教育の改革は、学校設置者の規制緩和をすすめる一方、集権的な国家による規制・管理の枠組みのもとでの市場原理にもとづく優勝劣敗の「競争社会」へ誘導している。公立小・中学校の通学区域の拡大・廃止による学校選択の自由化、成果主義的な学校評価と教員評価、全国一斉学力テストによる序列化、公立高等学校の多様化と通学区の拡大、大学設置基準の弾力化と独立行政法人化、教職員の多忙化などを通じて、「公教育のスリム化・民営化」がはかられ、市場原理至上主義のもとで国民の「学習者主権」（消費者主権）が、保障されると主張されている。教育を受ける権利や社会保障など社会権の人権保障での国家・行政の責任を縮減し、自己責任を拡大する方向であり、「格差社会」は公正な競争の結果として容認されることになる。

(2) 学校教育の国家統制・人格統制の強化

新自由主義の教育改革の過程で必然的に生起する社会病理としての教育問題の解消にこと寄せ

て、国民の意識統合を強化する新保守主義(排外的ナショナリズム)の改革が随伴してきた。そこでは、戦前の伝統、文化、道徳(規範)、家族などの価値の復権が強調される。

多民族・多文化社会に移行しつつある日本社会の現状を度外視して、体制内「愛国心」や「伝統文化」の復権に固執する自民族中心主義・歴史修正主義の立場から、1999年には国旗・国歌法が制定され、歴史教科書では日本によるアジア侵略の歴史がゆがめられ、日本国憲法の立憲主義、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を減殺する方向で、2006年末、ついに旧教育基本法が全面改定された。新教育基本法に準じて2008年に改定された小・中学校の学習指導要領には、新教育基本法にもない「未来を拓く主体性のある日本人を育成する」という目標が規定されている。

(注3)

だが、「日本国民」と区別される「日本人」とは、だれをさすのか、そもそも「日本」とはなにか、その指標や法的根拠の説明はない。「単一民族神話」に固執しているようにもみえる。(注4)

5 人権教育のすすめ方と実践的課題

東西冷戦体制の崩壊後、国連は人権問題の解決に乗り出した。人権教育については、1994年の「人権教育のための国連10年」行動計画において、「知識と技術の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報努力」と定義づけた。

さらに、人権教育の実践過程は、2011年の「人権教育および研修に関する国連宣言」(人権理事会)において、人権の普遍的な文化を築くために、「人権についての教育」「人権を通じての教育」「人権のための教育」の3側面によって展開されるとした。

わが国では、人権教育のすすめ方についての基本的な考え方として、1996年の地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について)のなかで、次のように提起されている。

「(人権)教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。」

(1) 人権一般の普遍的な視点からのアプローチ

経済のグローバル化、さらには災害ユビキタス社会の到来のもとで、長期にわたるデフレ不況と国家財政の危機的状況から脱却することは、かつてない困難な社会政策の課題となっている。そうした状況認識のもとで、人権確立をめざす教育実践を推進する「普遍的な視点からのアプローチ」の根本基準は、戦後民主主義教育の原点でもある日本国憲法においてほかにはない。現行憲法は、幸福追求権をもつ国民個人的基本的人権として、①自由に生きる、②豊かに生きる、③平等に生きる、④政治に参加する、⑤平和に生きる、等を保障している。これによって個人の尊厳が尊重され、個々人の幸福追求が可能となる。

したがって、基本的人権や憲法の基本的精神を学ぶために、国や地方自治体は、まず、学習指導要領の「教育課程編成の一般方針」のなかに、「人権教育の推進」を位置づけ、それに必要な教育・福祉の条件整備を行うことが責務となる。

(2) 具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチ

日本の近代化の「負の遺産」でもある部落差別や女性差別、障がい者差別や民族差別、アイヌ差別などの社会的差別支配に抗して、被差別マイノリティの自立と連帯、多文化教育の構築、逆境をもバネにしてともに生きる力の育成をめざす反差別「解放教育」の実践が長年にわたって追求されてきた。

さらにまた、同和教育のなかで発展してきた部落問題学習など多様な差別問題に係わる人権総合学習の推進によって、学力観を変革する「学力保障」の取り組みや一人ひとりの幸福の追求と社会的自立を支援するキャリア教育・労働教育を創出し、「進路保障」教育の構築をすすめる取り組みも蓄積されてきた。

こうした人権教育の多様な取り組みは、とりわけ学校現場において、子ども一般という抽象的、心理的な子ども像にとどまらず、ときには想定外の深刻な境遇のなかで苦悩しながら暮らす子どもたち一人ひとりに焦点を当て、秘められた願いや要求を掘り起こし、人権感覚と共感を育てる「居場所づくり」をめざしてきた。いま、子どもたちの未来を拓くために、人権教育の実践的成果の継承と創造的発展が要請されているといえよう。

〈注〉

1. 厚生労働省は、8月4日、2015年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待件数は、前年度比16.1%増の10万3260件(速報値)だったと発表。統計を取り始めた1990年度以降25年連続で増加し、初めて10万件を超えた。毎日新聞、2016年8月4日
2. 日本教職員組合「いじめ問題と人権教育」、2014年3月、参照
3. 「日本人を育成すること」という文言は、1958年3月に特設された「道徳の時間」の目標として、初めて登場した。なお文部科学省は、2015年3月27日、現行の特設「道徳の時間」を「特別な教科」に格上げすると告示。小学校では2018年度、中学校では2019年度から実施の予定。
4. 網野善彦著『「日本」とは何か』講談社、2000年、22～33ページ

〈参考文献〉

- 文部科学省・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について・第三次とりまとめ～指導等の在り方編～」2008年3月
- 日本教職員組合・07人権教育指針ブックレット編集委員会編『一人ひとりを大切にす教育を』2008年4月



第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

2015年度(2015年11月～10月)

子ども国会実行委員会 実績報告書

子ども国会実行委員会

I 活動の狙い

今の社会には、環境、教育、国際…向き合うべき、答えのない問題がたくさん取り残されています。しかしこれからの未来を担っていく子どもたちには、社会問題について深く考える機会も、誰かの意見を聞く機会も、自分の意見を発信する機会もありません。

また、社会を作っているのは、知らない政治家や国会議員などの「自分ではない他のだれか」であり、子どもたちは自分たちがこれからの社会を担っていくのだという意識を、今の学校の中だけではなかなか得ることができません。

このままで、社会はよりよく変わり続けることができるのでしょうか？私たちの理念は、そうした社会において私たち「子ども国会」が社会的な役割としてこうあるべきだという状態を表したものです。

「子ども国会」では、学校や年齢を越えた様々な人たちと出会い、多くのことに興味を持ち、視野を広げ、社会に声を届けることができます。そのような機会と場をつくっていくことが、私たちの活動です。2004年に発足した子ども国会実行委員会は2015年度で第12期メンバーとなりました。大学生8名高校生6名の計14名のメンバーが、12年目となる子ども国会実行委員会で活動しました。

II 第12回子ども国会 ～伝え合おう！僕らの思い～ 報告

i. 開催概要

第12回子ども国会は、副題を「～伝え合おう！僕らの思い～」とし、8月19日(水)から20日(木)に開催されました。一日目と二日目の午前中は国立オリンピック記念青少年総合センターで話し、二日目の午後には参議院議員会館へ移動し、参議院別館特別体験プログラム会場にて発表・採択を行いました。「ブラック企業」、「エネルギー問題 ～発電の可能性と私たちにできること～」、「脱ゆとり教育」、「両親の介護ってどうなるの!? 介護問題を探っていこう!」、「いじめの問題」と、以上5つの分科会が開催され、参加者(子ども議員)は小中高生合わせて30名でした。

ii. 当日の様子

8月19日(一日目)

●開会式

第12期代表からの挨拶ののち、国会議員の方にお越しいただき、子ども議員(参加者)へメッセージを頂きました。各分科会のファシリテーターによる分科会紹介などもあり、穏やかに進められた開会式では、皆の眼から緊張と熱い思いが感じられました。

●午前討論

まず初めに各分科会で自己紹介やアイスブレイクが行われ、だんだんと議論の導入部分へと進んでいきました。ファシリテーターとサポーターの連携もあり、どの参加者もリラックスして午前討論に臨むことが出来ていたように思います。

●昼食

分科会ごとに食堂へ集まり、昼食の時間となりました。分科会内での交流が主で、どの分科会も楽しそうに昼食をとっていました。

●午後討論

午後討論では、午前の議論の導入をもとに話の内容を整理したり調べたりしながら本格的な議論をしていきました。議論の内容も難しくなっていき、悩む姿も見られました。参加者の真剣な表情が印象的でした。

●夕食

昼食の時間は分科会内での交流が主でしたが、この夕食の時間には分科会を超えた交流が多くみられました。皆すっかり仲良くなり、学年や参加者・スタッフ関係なく話に花を咲かせていたようです。

●夜討論

夜討論では、どの分科会もいよいよ議論も詰めの段階に入っていき、より真剣に議論していました。たくさんの付箋や模造紙を囲んで話し合う分科会も多く、思い思いの形で話し合っていました。長い討論の疲れも見られましたが、休憩をとりながら楽しく議論を進めていきました。

8月20日(二日目)

●発表準備(宣言書作成)

朝食を終え、発表準備の時間となりました。まずは一日目に話し合ったことを振り返りながら宣言書を作成し、それから発表準備を進めていきました。発表の担当を決めたのち、どうしたら伝わりやすいか考えながら発表の練習をしていました。分科会内で参加者が自ら工夫し、進めていく様子が見られました。

●発表・採択

昼食を食べたあとは国立オリンピック記念青少年総合センターから衆議院第一議員会館に移動し、さらに参議院別館へと向かいました。この特別体験プログラム会場の厳粛な雰囲気

気の中で、子ども議員（参加者）は議論の流れとともに「子ども議員からの提言」を堂々と発表していました。全員がどの分科会の発表にもしっかり耳を傾け、最後に全体で宣言書を採択しました。

●全体交流、閉会式

全体交流の時間には参加者も実行委員・スタッフもたくさんのお話が飛び交いました。分科会の内容や学校の話、趣味の話などなど…。最後にたくさんのお交流ができ、楽しいひとときだったのではないのでしょうか。

閉会式は、色々な人ともっと話したかったという気持ちと、イベントを無事に終えられた達成感や満足感の両方が混ざり合っていました。「楽しかった」「また参加したい」という参加者の声も多くあった中で、代表からの挨拶のあと、第12回子ども国会は幕を閉じました。

iii. 宣言書の内容

●「ブラック企業」分科会

- ・労働基準法を学び、権利を行使するために必要な手続きや団体を知ることが重要であるため、労働に関する法律や制度についての出前授業を中学校・高校で実施する。
- ・中学校の授業ではクイズや寸劇などを用いて興味を持ってもらうことを目的とし、高校の授業ではより具体的な内容を軸とした授業にする。労働者の生の声を聴くことを大切にす

●「エネルギー問題 ～発電の可能性と私たちにできること～」分科会

- ・2030年における電源構成を火力58～61%、原子力25%、水力9%、地熱1%、再生可能エネルギー4～7%とする。
- ・また、将来的に自然エネルギーをベースロード電源に置くことを重要視した場合には火力45%、再生可能エネルギー20%として構成する。

●「脱ゆとり教育」分科会

- ・小学校での総合的学習のねらいを現在の6年共通で示すのではなく、低学年・中学年・高学年の3段階で示す。
- ・中高生が自分で進路を決められる環境づくりを目指す。
- ・学校教育法、同法施行規則、教育公務員特例法の改正により、すべての生徒が知識・技能を習得できるよう、補習などを義務化する。
- ・また、指導力不足の教員の研修規定をより明確化する。

「両親の介護ってどうなるの!?介護問題を探っていこう!」分科会

- ・家族などの介護を理由とする退職（介護退職）をしやすいするため、奨介護金制度を導入し、介護退職証明書を交付する。
- ・地域包括ケアセンターの権限を強め、介護が原因の虐待や介護疲れの恐れのある家庭に強制力を持って立ち入る。介護問題に関する情報を一元化させ、組織で対応してもらう。
- ・一人あたり毎月1000円の介護税を導入する。

● 「いじめの問題」分科会

- ・実際に少年院に入ったことのある人が小中学生に向けて講習会を開く。
- ・また、身近ないじめに関するニュースや体験授業などを道徳の授業で取り扱うことでいじめの深刻さを理解させる。そして、いじめを他人事としてとらえてしまう授業の改善を図る。
- ・子どもがいじめに巻き込まれた時の対処法を変えるため、いじめへの固定概念を払拭させるような保護者向けの講習会を開く。
- ・「KiVa(いじめ対策プログラム)ゲーム」を全国に導入する。

III 意見交換会報告

i. 開催概要

子ども国会では、子ども議員の声を伝えるため、8月の本会で採択した宣言書を省庁や企業などの方々へ渡しに行き、大人と子どもの意見交換をする活動を行っています。昨年度と同様に、今年度も各分科会でテーマに沿った意見交換先と意見交換会を実施いたしました。子ども国会における議論に留まらず、大人の方々へ意見を伝えるという次のステップを目指しました。

● 「脱ゆとり教育」分科会

8月25日に文部科学省 初等中等教育局教育課程課 教育課程第一係長 栗林 芳樹様と意見交換を行いました。参加者は子ども議員3名、実行委員3名、分科会スタッフ1名で文部科学省内の会議室が会場となりました。

● 「両親の介護ってどうなるの!?介護問題を探っていこう!」分科会

9月25日に厚生労働省 均等雇用・児童家庭局職業課程両立課 企画係長 林 未央様と老健局振興課地域包括ケア推進係生活支援サービス係 係長 服部 剛様のお二人と意見交換を行いました。参加者は子ども議員2名、実行委員2名で、厚生労働省内の会議室が会場となりました。

● 「エネルギー問題 ～発電の可能性と私たちにできること～」分科会

10月14日に経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房 総合政策課 調査広報室総括係長 納屋 知佳様と室長補佐 岡田 治様のお二人と意見交換を行いました。参加者は子ども議員4名、実行委員3名で、経済産業省内の会議室が会場となりました。

● 「ブラック企業」分科会

10月29日に東京都社会保険労務士会・社会保険教育研究会(自主研究グループ)の平倉 康司様ほか12名の特定社会保険労務士の方々と意見交換を行いました。参加者は子ども議員3名、実行委員3名で、南部労政会館が会場となりました。

● 「いじめの問題」分科会

11月18日に、文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導企画

係長 澤浦 侑喜様といじめ対策支援第一係長 井澤 浩様のお二人と意見交換会を行いました。参加者は実行委員3名で、文部科学省内の会議室が会場となりました。

ii. 当日の様子

意見交換会では、作成した宣言書を元に第12回子ども国会における自分たちの議論の流れと、その結果得られた結論を政策提言として意見交換会先の大人の方々に説明し、それを踏まえたうえで大人の方々のご意見をいただきました。

意見交換会に参加することのできなかった子ども議員からの質問にもお答えいただくことができ、双方から活発な意見の出し合いが行われて、どの分科会も非常に充実した時間となりました。意見交換会先の大人の方々も大変熱心に取り組んで下さり、参加者のみならず実行委員にとっても意義のある素晴らしい取り組みになったと思います。

Ⅳ 子ども国会 春のとーくまつり ～フリーな討論はじめました～ 報告

i. 開催概要

子ども国会では、中高生に議論をより身近に感じてもらうことを目的として日帰りの小討論会のイベントを開催しています。今年度は「子ども国会 春のとーくまつり ～フリーな討論はじめました～」と題し、3月22日(日)に開催しました。

8月の本会で取り上げるような難易度の高い社会問題ではなく、中高生が身近に感じている疑問や素朴な問題をテーマとして設定することで、まずは気軽な気持ちで話し合いに参加してもらおうと考えました。五反田文化センターにて開催されたこのイベントは、「ミッション! クラスの打ち上げを成功させよう」分科会、「結婚する?しない?しあわせな選択」分科会、「自分のまちが観光地になったら?」分科会、「プレゼントの意味とは」分科会と、以上4つの分科会が開催され、参加者は中高生16名でした。

ii. 当日の様子

●開会式

実行委員の緊張、参加者の緊張…。お互いがちょうど良い緊張感を持ちながら春のとーくまつりが開催されました。和やかな雰囲気が始まることができたように思います。

●午前討論

4つの分科会で一斉に議論がはじまりました。どの分科会も最初に自己紹介を兼ねたアイスブレイクを行ったこともあり、皆の緊張がほぐれたあとで議論に入ることが出来ていたのではないのでしょうか。分科会の内容は愉快で楽しいものが多く、各分科会で工夫を凝らしながら意見をまとめていました。全体的に議論の質が高かったのではないのでしょうか。

●昼食

分科会ごとに昼食の時間となりました。午前討論では緊張してあまり意見が言えなかった

参加者も昼食時のおしゃべりを通じて場の雰囲気溶け込み、楽しそうに話していました。分科会内でより一層打ち解けるきっかけとなりました。

●午後討論

どの参加者も午前討論よりも積極的に発言していたように思います。午後討論は午前討論で出た意見について深く考え、伝え合ことが中心です。皆しっかりと自分の意見を伝え、後半には発表に向けた準備を進めていきました。

●発表

この日一日で話し合ったことを各分科会でまとめ、全体に向けて発表しました。発表方法は様々で、どの分科会も工夫を凝らした発表がなされました。

●全体交流、閉会式

はじめは分科会内で話している人が多かった全体交流の時間ですが、徐々に自分と趣味の合う人や年齢の近い人など共通点のある人を求めて他の分科会の人とも話すようになり、親交を深めている様子でした。短い交流時間ではありましたが、それぞれが楽しそうに交流していたと思います。最後には全体で集合写真を撮り、解散となりました。

V 第12期活動報告会 ～子ども国会がよく分かる150分～ 報告

一昨年度、設立10年目となる第10期子ども国会実行委員会では、これまで子ども国会に協力いただいた大人の方々や実行委員のOB・OG、過去のイベントの参加者などの方々に対して、これまでの子ども国会の10年間の活動内容を報告する会を開催いたしました。そして今年度、第12期子ども国会実行委員会でも子ども国会実行委員会活動報告会を開催しました。11月8日(日)、国立オリンピック記念青少年総合センター内のセンター棟会議室にて、今年度の活動報告だけでなく、そもそも子ども国会とは?という内容や、13期に向けた展望などについてもお話ししました。OB・OGの実行委員も多く参加してくださり、最後の親睦の時間には中高生から社会人まで世代を超えて交流しました。

VI 子ども国会のこれから

第12期子ども国会実行委員会では、第11期子ども国会実行委員会での経験を引き継ぎつつ、改めて目的とそのための方針の意味を一つ一つ考え直し、1年間活動を続けました。第11期までに試みてきた様々な挑戦を、今後長く生かした新しく一歩踏み出せるよう、工夫を重ねてきました。来たる第13期では、第12期で築いた基盤をもとに、さらなる展開とチャレンジへ繋げ、より良い「子ども国会」を作り上げていくために努力していきます。

「子どもへこれからの社会と向き合うきっかけを提供する」という理念に基づき、常に参加者=子どもにとっての子ども国会の意義を考え、子どもにさらに充実した「出会い」「話し」「伝える」場の提供のために何ができるかを模索していこうと思います。



第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

2015年度国内事業

チャイルドライツプロジェクト完了報告書

国際子ども権利センター（シーライツ） Youth for Rights 辻実菜未 西岡あゆみ

はじめに

国際子ども権利センター（シーライツ）は、世界中の子どもたちが、いつでも、どこでも、どんな場合も「子どもの権利条約」に示されているすべての権利を保障され、夢や希望を自由に語り、社会に参加できる、すべての子どもが笑顔でいられる、子どもにやさしい社会をつくろう、をめざして活動しています。子どもが自身の力で自分や友達を守ることができ、自由に自分の意見が伝えられるように、そして、周りの大人たちに伝えて、社会全体へ広げていけるように、子どもの参加の権利を普及しています。

海外事業のカンボジア・プロジェクトでは子どもの人身売買や児童労働防止事業を行っています。国内事業「チャイルドライツ・プロジェクト」では、子どもの権利を国内で広めるため、国内の子どもの権利に関する課題や重要性についての学習・啓発活動や、カンボジアを含めた発展途上国の子どもを取り巻く社会の課題や子どもの権利に基づくアプローチの重要性などを知ってもらい、支援、協力してくれる人を増やすために大学生を中心に、高校生を含む Youth for Rights（ユースチーム）が中心となってセミナーや学習会の企画・運営などの活動をしています。

2015年度の活動を、主に学習会やセミナーの開催、そして、子ども参加によるカレンダーの作成の2つを中心に報告します。

学習会・セミナー

ユースチームでは、2014年度は子どもの権利条約批准20周年を記念して年5回の公開連続セミナーを開催しました。しかし、今年度は「もっとメンバー同士の関係を深めたい」ということからミーティングや内部学習会の回数を増やし、ユースメンバーの話し合う機会を多く設けました。内部学習会では、担当になったユースメンバーが自分の興味のあるテーマについて調べてきて学習会内で発表し、そのテーマについてみんなで学び合いました。今までは、既に話すテーマが決まっていたそれについて話し合う形だったので、テーマを自分で決めるというのは新しい形でした。ユースの学





習会はいつも時間が足りなくなるぐらい話し合いが盛り上がります。1つのテーマで話しすぎて次のテーマを話す時間が短くなることもあります。一人一人が考えを持っていて、いろんな意見が出るので「こんな考え方もあるんだ」とたくさん刺激をもらうことができ、毎回子どもの権利について楽しく学びました。

具体的には、次のテーマで5回学習会を実施しました。第1回の5月27日には「日本における子どもの権利(1.日本に住む外国籍の子どもの

権利)(2.父子家庭の子どもの権利)」、第2回の6月24日には「障がいを持つ子どもの権利」、第3回の7月15日には「アフリカの子どもの権利(特に子ども兵について)」、第4回の10月28日は「自由に教育を受けるとは、日本の子どもたちは自由に教育を受けているのか」、そして、第5回の1月27日には「学生(高校生・大学生)のブラックバイトと子ども・若者の権利」というテーマです。

今までの内部学習会ではどちらかというと途上国の子どもの権利について学習することが多かったのですが、日本における子どもの権利について学習しているうちに日本の子どもの権利について知らないことがたくさんあり、自分たちの身近なところでも多くの権利が守られていなかったことに気づきました。そして、「もっと日本の子どもの権利についても知りたい、考えたい」と思うようになりました。

内部学習会に加え、2015年度は外部向けに入門セミナーを6月6日に『国際協力と子どもの権利』というテーマで、10月31日には、『国際協力と女の子の権利』というテーマで、それぞれ発展途上国の児童労働や女の子の権利侵害について、いずれもユース企画・主催で行うことができました。

さらには、2015年度後半では、前半までの話し合いや学習会をふまえ、参加型形式のオープン学習会のセミナーを開催しました。

12月19日に「不登校の子どもの権利」について興味のある人や友達、教職課程の授業を取っている人を招いて映像やディスカッションを通して学習する企画を行いました。フリースクール東京シューレが制作した『不登校なう～居場所を求める私たち～』というDVDを見て、自分が感じたことや考えたことをみんなでディスカッションしました。そのDVDに入っているいくつかのストーリーは台本や演出、撮影、演技をしているのがすべてそこに通っている子どもたちだと聞いて驚きました。DVDで見たフリースクールに通う子どもたちがいきいきと、楽しそうに過している姿が印象に残りました。参加者やユースメンバーからは「フリースクールって楽しそう」「フリースクールがどんなところなのか実際に行ってみたい」という意見が上がり、訪問を実現するための計画も立て始めました。

今回初めておこなったオープン形式での学習会は、それまでのセミナーとは違って参加者は少人数ではありましたが、少人数だからこそ全員の意見を聞くことができ、もっと話し合いたいと思えるほどとても充実した時間が過ごせたように感じます。内部学習会で日本における子どもの権利について学び、さらに国内の子どもの権利についても考えたいという思いから企画した新しい形の学習会は、参加者にとっても、ユースメンバーにとっても満足のいくものになりました。これからもこの企画を続けていけた

らと思っています。

また、2月4日にも同様のオープン学習会を企画し、「日本の多様な学びの場と子どもの権利～オルタナティブ教育の実践から考える～」というテーマで学びました。私たちは、オルタナティブ教育という存在を学習会で学ぶまでまったく知りませんでした。また、いすに座って、机に向かって授業を受ける、時間割は最初から決められている学校には既に決められたルールがある、それがあたりまえだとばかり思っていました。最初に紹介映像を見た京都にある「京田辺シュタイナー学校」では、小学校1年生～高校3年生(12年生)と一緒に学校生活を営んでいます。教科書といったものは特になく、エポックノートと呼ばれるノートの取り方や色使いも人によって違います。その学校に関わっている人みんなで学校を運営していて、まるで家族のような関係に感じました。クラスは少人数でクラス替えもないため、卒業するまで同じメンバーで過ごします。



次に見た「きのくに子どもの村学園」には、時間割の中にプロジェクト学習というものがあり、その日に何をやるのかも、ルールも、すべて自分たちで決めることになっています。先生のことは、先生ではなくおとなと呼び、普段は「～さん」やニックネームで呼んでいます。そして、ここでは、学年ごとにクラスを分けるのではなく、自分たちがやりたいと思うプロジェクトを自分たちで決めてそれをもとに1年生～6年生まで混合の、プロジェクトチームのようなクラスをつくります。自分が小学生だったとき、こんなに自分自身で考え、決めるといったことができただろうか。こんなに自分の考えをしっかり持って発言ができただろうかと紹介映像を見て思いました。しかし、何もかもが自由なんて羨ましいなと思う一方で、すべてが自由だから責任も全部自分にあるといった大変なところもあるのではとも思いました。

3つめに紹介映像をみたサドベリー・スクールに通う子どもたちは、自分がその日にやりたいと思うことをやっているから「学んでいる」という感覚はなく、「遊んでいるだけ」なのかもしれないけれど、全部を自分たちの力でやっているからこそ自然といろんなことが身についていて、ただ単に自由だけではないのかもしれないと感じました。また、学習会のなかででてきた「何を学ぶか。どう学ぶか。」という言葉が強く印象に残りました。どんなことを学ぶのかを決める、何を学びたいかを選択するのは大人ではなく子どもでもいいのではないかと、映像を見たり、ユースのみんなの意見を聞いたりして思いました。そして、ふだん何気なく使っている「自由」という言葉は、簡単な言葉にみえて実は考えて

みるととてもむずかしくて深い言葉だと思いました。この学習会を通して新しく知った教育の方法には、学び方は決して1つではなく、いろんな方法があって、子どもたちひとりひとりにあった方法で学ぶことが最も大切なのかなと思いました。

2回の参加型形式のオープン学習会を通して、日本の教育のあり方や学びの多様性と、自分にあった学び方を子ども自身が選んだり、創造したりする学習権について知り、考える機会を持つことができま

した。そのことにより、子どもの権利条約でうたわれているように、子どもが自ら権利を行使する主体であること、ただし、その行使は簡単なものではなく、大変な苦勞も含んでいること、しかし、とても重要なことであると気づくことができました。

● 子どもの権利条約カレンダー作成

2月4日に、ユースが東京女学館の6名の中学生とワークショップをおこない、中学生の声を聴きながら、一緒に子どもの権利条約の普及のためのカレンダーを作成しました。昨年度は中学生と一緒に子どもの権利条約リーフレットをつくりましたが、今年度はワークショップを通して「中学生に子どもの権利について知ってもらいたい」、「子どもの権利がなぜ大切かを考えてもらいたい」、「カンボジア事業の子ども参加について学んで、子ども参加の意義について日本の子どもたちにも考える機会としたい」という目的でカレンダーづくりをすることになりました。

午前中はシーライツの活動や子どもの権利条約、カンボジアを含む発展途上国の子どもの現状についてを説明し、質疑応答の時間をとりました。午後からは3つのグループに分かれて子どもの権利の大切さを伝えるカレンダーづくりのワークショップをしました。

まず、中学生にカレンダーに使いたい写真を各グループ2枚ずつ選んでもらいました。

次に、写真と一緒に入れるフレーズや文章を中学生とともに作りました。具体的には、事前に配っていただいた子どもの権利条約リストを見ながら、自分たちが知っている権利やどの条文が写真に当てはまりやすいかを中学生に考えてもらい、当てはまると思った条文の権利がなぜ大切なのかを考えながら自分たちの言葉になおしてもらいました。さらに、カレンダーのデザインや文字のフォントも中学生と一緒に考えました。途中、なかなか文章が思い浮かばず苦戦するグループもありましたが、他のグループも一緒になって考え、アイデアを出したおかげでどのグループも個性にあふれた素敵な作品を作ることができました。一緒に作成したカレンダーは、中学生の考えたものを生かしながらユースが最終調整を行い完成させました。カレンダーは300部印刷し、一緒に活動した中学生6名とユースメンバー、シーライツの理事とサポーター等を中心に、外部の方々に配布しました。また、印刷されたカレンダーを手に取り、子どもの権利を伝えていくのがとても楽しみです。

カレンダーづくりのワークショップの際、初めは少し緊張していた中学生もお昼ごはんと一緒に食べ

たりワークショップをしたりするうちにだんだんと緊張がほぐれてきたのか、今の中学生のあいだではどんなことが流行っているか、何をして遊んでいるのかなど積極的にいろんな話をしてくれました。話を聞いていると、私たちが中学生だったときに流行っていたものなどが今の中学生にはわからないものになっていたりしてジェネレーションギャップを感じることもありましたが、普段はなかなか中学生と交流する機会もないので私たちにとって



ごく貴重な時間になりました。中学生が楽しそうに作業をしている姿や話している様子を見てこちらもうれしい気持ちになり、楽しく活動することができました。また中学生と交流し、子どもの権利について考え、一緒に活動できる機会を作りたいと思います。

● おわりに

今年度は、ユースにとって新しいことに取り組む1年だったと思います。また、ミーティングや学習会の回数を増やし、ユースメンバーが話し合う機会が多くなったことで以前よりメンバー同士の仲が深まり、今まで以上にユース全体の雰囲気がよくなったと思います。そして、発展途上国の子どもの権利だけでなく、自分たちの住む日本国内の子どもの権利に焦点を当てて学んでみることで新しく知ることたくさんあり、とても勉強になりました。来年度はセミナーに多くの方に参加していただけるように、シーライツ・ユースチームの行っている活動を広められるように、新たなユースの仲間を作れるように、新しいプロジェクトにも挑戦し、今年度以上に一生懸命活動していきたいと思います。





第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

学生とひとり親家庭の 子どもによる里親子の地域参加活動

東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ

1 これまでの経過

千葉県の里親会と、八千代市学習ゼミナールと森田明美ゼミの学生が共同で実施した社会的な支援を必要としている子どもたちと学生と一緒に地域で遊ぶ会である。

今回で6回目になる。もちろん、私たちは3・4年のゼミなので、約半数が初めての参加である。

東洋大学森田明美ゼミの学生たちは、約9年余り前から八千代市でひとり親家庭などで、学習の機会が十分に提供されない中高生たちに毎週木曜日夕方に八千代市社会福祉協議会の場を借りて行われている「八千代市若者ゼミナール」という名称の学習支援の場へボランティアとして参加してきた。

その過程で、何か勉強だけでなく、一緒に活動をしたいということで始まったのが、野外飯盒炊爨と遊びの会への参加である。

当初は学生と千葉県の里親子出始めたこの会に、八千代市学習ゼミナールで支援されている中高生が合流するようになり、高校生になったばかりの子どもたちも買い物準備から実施の時の司会などの企画まですべて子どもたちで実施するこの会をととても楽しみにしており、年々準備から実施当日まで、高校進学後進学よりもアルバイトを重視するようになることが多くなる高校生たちは、学習ゼミナールへの参加が続かない、その結果早期に不登校になり、そのことが退学につながる子どもが増えることが課題としてあったが、この活動を6月に入れることによって、高校生が参加するようになってきたという間接的な効果も出ているということである。

2 事業内容

日頃は学生たちから学習支援を受けている中高生たちが、自分たちよりも幼く、支援が必要な里親子たちに対して、学生といっしょになって、1日飯盒炊爨とカレー作りを行い、森で遊んで交流しようという企画である。里親委託事業は県の事業であるために、地域で活動する人たちは本人たちが語らない限り、地域で暮らし子どもたちや支援者たちは支援をしようにもそれらの人々とであうことはできない。2011年度から実施しているこの事業によって、そうした人たちをつなぐことができ、当時、本事業の開催場所としている八千代市ガキ大将の森の運営責任をされている市民プレーパークの会からも、一緒に活動を行っている千葉県里親会からもとてもよい会であったとの感想をいただいた。

3 事業の目的と事前準備

地域で孤立しがちな里親子が、地域から排除されがちなひとり親家庭などの子どもたちや支援者たちと一緒に遊びを通して交流をする事業である。当日の実施日の確定、当日のメニュー、材料の計算、当日のプログラムなど、毎週開催される学習ゼミナールの休憩時間などを使って、ボランティアの大学生と前年の企画のよかったところや反省点などを思い出しながら、企画を練っていった。



前年は大量のカレーが余ってしまったので、今年は半分の量にすることまで、具体的に企画ができてきた。(それでも結局は大量に余ってしまった)。また前年に焼いた鶏肉がものすごくおいしかったのでこれも絶対にメニューに加えることも決まった。

また、当日購入するのではなく、前もって、必要な道具や、材料、当日の食材のお米や水などは事前に購入しておいたほうが、当日買い物が楽になること、当日の会ものは楽しいが、購入はお菓子や肉など腐ってしまうものだけにすることなども前年の反省を踏まえてみんなで決めた。

また、東洋大学の学生には、皆で一緒に遊べるメニューを考えてきてほしいということも役割分担をした。

4 実施当日の様子

実施日：2015年6月21日(日)

場 所：八千代市がき大将の森

参加者：大人はボランティアとして大学教員2名、学生約21名、学習ゼミのボランティア10人、若者ゼミの利用中高校生10人

里親子：親10人子ども7人

< 当日の様子 >

当日は数日前から季節外れの台風が接近しているということで、皆で天気予報ばかりを見て心配をした。

当日小雨決行という森田先生からの指示が出て、当日の朝を迎える。

台風は東京から徐々に上がっていくという情報を得たため、実施することになる。

- ・ 9時15分高速鉄道「村上」学生集合
- ・ 9時45分がき大将の森に集合

●食事の下準備

- ・ 10時30分ごろ買い物グループが両手に大量の買い物を終えてキャンプ場に到着。

もう遊び始めている子どもでいたので、急ぎよ、高校生たちがやりたがっていた始まりの会の

開始時間を繰り上げて、挨拶や、宣言を実施した。司会者は学習ゼミナールの高校生。原稿を書いてきたのにそれを忘れてしまったというので、テレながらもみんなで楽しもうという元気よく宣言をして、会が始まった。

・11時頃に里親子集合の予定だったが、10時から到着してしまう親子がいて、急きょ、食の準備係から、遊びの担当を出して、相手をする。インターンで乳幼児の支援をしている4年生がとても相手が上手で驚く。(お兄さんお姉さんと一緒に遊ぶ)

・流しそうめんを地域のあそびのボランティアの高齢者の方々の協力で、森の奥から竹を切りだし、それを割ってつないで流しそうめんを流す人、子どもと一緒に食べる人と別れて大騒ぎで、準備をした。

・12時昼食始まり

・雨が時々ザーッとふって来るので、青色シートを木と木でつないで屋根替わりを作る。こんなことも高齢者の方々が丁寧に教えてくださった。飯盒のご飯もうまく炊けた。

・カレー作りの量は、前年大量に余ったということで、作る量をずいぶん減らしたのだが、子どもたちが喜んでたくさん、ジャガイモやニンジン玉ねぎをきってくれたので、それを全部入れたら結局大量のカレーができてしまった。鍋が大きいので、どうも量がよくわからないのがその原因にあるようである。

甘いカレーと辛いカレーの2種類を作り、皆からの希望が強かった鶏肉の塩焼きもたくさん焼いて、みなお腹がいっぱい。

お菓子はほとんど食べることもなかった。

早く食べ終わった子どもたちと学生が途中で一緒に遊びをはじめてくれた。

・13時30分食事終了

学生が用意してきた集団遊びはほとんど行われることなく、里子に個別に付き合う形で一緒に過ごした。

・14時30分解散



<里親会からのメッセージ>

Tさん

Aちゃん(小学1年生)の感想です。

「楽しかったことは、

- ・流しそうめんデザートを食べたこと
- ・鬼ごっこしたこと 1回もタッチされなくてよかった
- ・猛獣狩りしたこと
- ・竹切ったこと

・虫をつかまえたこと ミミズを手でさわって虫かごに入れた
・たき火で火を燃やしたこと 炭を見つけて持って行ったこと あとは葉っぱとか木とか
目がしみたのにあんなにはたいていたこと あと咳も出たのにです。」
だそうです。

以下は、私からの感想です。

屋根を作ってくださっていたり、屋根にたまった水を落としていただいたりしていたので、安心してすっかり雨の日を楽しませていただけてしまいました。お食事も、とても美味しくいただきました。どうもありがとうございました。

Aの虫とりにずっと付き合ってくださったり、流しそうめんを流す係をずっとさせていただいたりして、いろいろとありがたく思っています。

たき火番のようなことをさせていただいたことも、自分はいっぱい頑張ったと思えたことが、とても嬉しかったようです。

自分も役に立つことができるんだって、本当にたくさん思わせてくださった一日だったと思います。ずいぶん「我が道をゆく」感じで過ごさせていただいていたのではと思いますが、そんなAに皆さんよくお付き合いくださって、感謝しています。

家に帰って寝るとき、よくやっている赤ちゃんごっこをしたがるのでしました。

何度もやっている遊びなのですが、今日は「もし“本当に本当に”生まれたばかりの赤ちゃんだったら、何て言う？」と真剣にせがんできました。

何故なのかはわかりませんが、これはなんとなく、ちょっとした大事な局面のように思えて、わからないなりに私も、普段よりも一生懸命（笑）想像して応じました。

あとはいつもどおりに歌を歌ってあげていたら、いつもよりもずっと落ち着いた様子で早く寝付きました。

赤ちゃんごっこに今日、いつもと違う提案をしてきた理由は私にはわからないのですが、落ち着いてすぐ寝てくれたのは、楽しくたくさん遊んでいただいて、大好きなお手伝いごっこもたくさんさせていただいて、良い疲れ方をしたり自己肯定感が高まったりしたおかげだと実感しています。どうもありがとうございました。

Mさん

男児 6才・・・

みんなで遊んだのが楽しかった。(特に)お兄ちゃんと遊んだのが楽しかった。

流しそうめんが美味しかった。

女児 9才・・・

お姉さん(ちひろさん)と遊んだのが楽しかった。奥の方でブランコして遊んだのが楽しかった。

手を繋いでぐるんとするゲーム(人間ゲーム?)が楽しかった。流しそうめんが美味しかった。

里母・・・

子供達を学生さんがみていてくれたお陰で、他の里親さんとゆっくり交流持つことができ、大変ありがたかったです。流しそうめん、竹割りと盛りだくさんで、子供たちも夢中になっていて、よく考えているなぁと感心しました。来年は、他の里親さんにも声かけしたいと思いました。

雨の中、大変だったと思いますが、良い機会を作って下さり、ありがとうございました。

里父・・・

(小さい)子供達が大学生と交わる機会自体が、なかなかないので、良い機会でした。たくさん遊んで頂き、ありがとうございました。

Kさん

流し素麺を実際に野外で食べた経験は親子共初めてで、とても良い体験をしました。簡単な事ですがどんな準備がされ、どんな食べ方をするか、大勢で楽しむマナーはどうすれば良いかなども楽しみながら学ばせる事が出来、大変良かったです。子どもも楽しかったと言っています。竹で作った食器や箸もとても面白い発想ですね。野外にあるものをその場で調達し、自分達で実際にのこぎりで切り、それを使って食事をする—どんな便利で格好良い食器を使うよりもおいしく感じるのではないのでしょうか？ また、子ども達にとっては親でも先生でもない若いお兄さんやお姉さんとの交流は素晴らしい刺激となり、成長過程には時々取り入れたいものです。是非また機会があれば参加させたいです。今回はお手伝いなしの「お客様」でしたが、出来ればデイキャンプや泊まりのキャンプ(親の付き添いは要・不要でも○)なども学生さん達と交流をさせてみたいです。

里親団体責任者

雨を心配して行きましたが、シートを張っているのを見て驚きました。皆さんのパワーだとんでも可能にしてしまうんですね。そして子どもたちの才能にも驚かされました。なんでも遊びににしてしまって、シートにたまった水を棒でつついたり。

そして学生の皆さんの人数に圧倒されました。今日は2つの団体がここを使っているのではないかと聞いて回ったほどでした。

流しそうめんはヒットでしたね。お湯がなかなか沸きませんでした。作るのも手間取らず、その割には好評。

皆さんのおかげで、とても楽しいひと時を過ごすことができました。特に小さな子どもをもつ里親にとっては、若い皆さんと子どもが触れ合う機会がないのでよかったですと思います。遊んでいただいている間に、里親同士の情報交換なども進みました。

ありがとうございました。

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2016/7/15 【朝日新聞】

悩み抱える先生、支える一冊 命絶った教員の遺族ら、全国へ配布

「先生は悩みを一人で抱え込まないで」。学級運営に苦しみ命を絶った新任教員の遺族が、そんな願いを託した冊子「すべての教師のために。」が完成した。遺族が作成費用を負担し、研究者が協力して執筆。約6万部が印刷され、全国の教育委員会に届けられた。亡くなったのは、静岡県磐田市の市立小学校教諭だった木村百合子さん（当時24）。2004年4月から新任教員として勤め始めたが、子どもたちの指導に悩み、うつ病を発症。その年の9月に死を選んだ。その死は当初、公務災害と認められず、遺族は地方公務員災害補償基金を相手取って提訴。判決は一審、二審とも「公務災害」と認め、12年に確定した。百合子さんは教員になる前から、発達障害の子の力になりたいと話していた。母の和子さん（62）＝磐田市＝はその遺志を形にしたいと考え、橋口亜希子さん（44）に声をかけた。橋口さんは、静岡県の発達障害の子を持つ親の会で活動した経験を持ち、現在は一般社団法人・日本発達障害ネットワーク（東京）の事務局長を務める。百合子さんは、大学時代から橋口さんとやりとりをしていた。教員になってからも、指導がうまくいかないつらさをメールで相談する関係だった。「なのに、何もできなかった」と橋口さん。和子さんの話を聞いて思った。「つらい思いをしている先生を支えたい」。冊子をつくり全国の教委に送ることを提案し、研究者を加えた「木村百合子さんプロジェクト」を立ち上げた。冊子はB5判23ページ。発達障害や特別支援教育の解説のほか、教員を支える法律や制度の説明、教員が孤立しない学校づくりのアドバイスを盛り込んだ。執筆した研究者は柘植雅義・筑波大教授（特別支援教育）、精神科医の田中康雄さん、小野田正利・大阪大教授（教育学）の3人。「子ども、保護者、教師の誰かが責められるのでは

なく、それぞれが守られる学校をつくってほしい、という願いを込めた」冊子は5月、すべての都道府県と政令指定市の計67教委に100部ずつ、約1700の市町村教委に30部ずつ送った。教委からは「思いに共感しました」「全校に配りたいので追加で送って下さい」といった声が届いている。和子さんは「百合子の身に起きたことが誰かの役に立つとすれば、うれしい」と話す。文部科学省によると、心を病んで休職した公立校の教員らの数は1990年代から増え始め、00年度には2千人を突破。08年度に5千人を超え、14年度は5045人と高止まりしている。冊子の希望者は、プロジェクト事務局に申し込めば、在庫があるうちは送ってもらえる。送料は希望者が負担。連絡は事務局のメール（atakurukuru@gmail.com）へ。

■ 2016/7/20 【朝日新聞】

授業年35時間増、文科省が対策へ 小5・6、2020年度から

2020年度から始まる小学校の新学習指導要領で、5～6年生の授業が年間980時間から1015時間に増える。一方で文部科学省は、1週間あたりの授業のコマ数を今より増やすのは難しいともみている。増える35時間分をいつ、どのように教えるか。文科省は20日、時間割づくりなどを考える会議を始め、対策に乗り出す。文科省は学習指導要領と省令で各教科の1年間（35週）の授業時間を定める。それをもとに各校が週単位の時間割を考える。授業時間が増えるのは20年度から正式な教科になる英語。いまは年間35時間の「外国語活動」だが、教科化で2倍の70時間になる。週1コマから2コマに増える計算だ。子どもの負担から、コマ数は1日6コマ、1週間（5日）で30コマが限度とされる。いまの授業時間は週28コマ分だが、残る2コマもクラブ活動などに充てられており、これ以上コマ数を増やすのは難しい。文科相の諮問機関・中央教

育審議会は3月、英語の増加分は始業前の15分程度の短時間学習に分割したり、夏休みに集中して授業したりする方針を決めた。だが、学校側からは「すでに読書や計算などに短時間学習を充てている」「教職員の負担がさらに増える」などの声が上がっていた。これに加え、新学習指導要領ではプログラミング教育や、議論や発表を重視する「アクティブ・ラーニング」を導入。どう採り入れるかは各校の裁量で決められるが、教える内容が純増するため、これまでの授業時間の中で消化できるのかという懸念も強まっていた。文科省は20日、小学校長や教育学者らでつくる「小学校カリキュラム・マネジメント検討会議」の初会合を開く。時間割編成の考え方や知恵のほか、プログラミングなどをどう教えるかを話し合う。年内に出す答申に盛り込みたい考えだ。

■ 2016/7/21 【朝日新聞】

教員「議論大切」「通報怖い」 自民「政治的中立性」で提言へ

自民党がホームページ（HP）で実施した「学校教育における政治的中立性についての実態調査」で、木原稔・党文部科学部会長は20日、部会内のプロジェクトチーム（PT）で近く調査結果を参考に議論し、その後「政治的中立性」を確保するための提言を出す方針を示した。部会後の報道陣の取材に答えた。PTは5月、高校教員が政治的中立を逸脱した場合に罰則を科せるよう法改正を検討するという中間とりまとめを発表している。木原氏は20日の部会で調査結果について「多くの事例や意見が出てきた」と報告した。木原氏はこれまでに、調査で集めた情報の一部を文部科学省に渡し、対応を求める考えを示している。「集まった情報がどう扱われるのか」。中国地方の公立中学校に勤める社会科教員（33）は心配している。今月上旬、自分の授業内容を自民党のHPに投稿し、『「政治的中立を逸脱する例」にあてはまるか、見解を明らかにして」と質問した。歴史の授業で、第2次世界大戦中の学徒出陣や軍国主義教育を取り上げ、「子どもたちを戦場に送るような教育は間

違っている」などと話した。授業では待機児童や憲法改正など時事問題を紹介し、自分の考えも伝える。生徒に考えるきっかけを提供するため、「先生が正しい」とは言っていない。『「こういう意見がある。どう思う？」』という投げかけは大切。議論できてこそ中立性は保てる。「中立かどうか」は政党が判断するものではないと思う。自民党の調査を「先取り」した自治体もある。北海道教育委員会が2010年に設けた「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度」。教職員組合の幹部が関わった政治資金規正法違反事件がきっかけで、教職員の政治的行為や指導について法令違反の例を募っている。道内三つの弁護士会は「学校教育を日常的に監視する事態を招く」などとして制度廃止を勧告したが、道教委は「問題ない」との考えだ。北海道の公立高校の公民科教員（53）は道教委や自民党の動きについて、授業で政治に関する考えを述べた途端、「偏向だ」と通報される恐れを感じる。「自民党の窓口なら多くの情報が集まっただろう。現場への萎縮効果は十分だ」

■ 2016/7/22 【朝日新聞】

「いじめたことない」小学生が増加 対策法施行影響か

いじめをしたことがない小学生の割合が増加—こんな調査結果を、国立教育政策研究所が22日公表した。2013年のいじめ防止対策推進法施行を受け、教職員がいじめをやめさせる働きかけを強めたことが影響している可能性があるという。調査は13～15年度、北関東のある市の19市立小中学校全校に在籍した小4～中3全員が対象で、1学年約800人。6、11月の年2回、記名式で同じ質問をして変化をみた。いじめの頻度は「週に1回以上」「月に2～3回」「今までに1～2回」「ぜんぜんなかった」から選んでもらった。研究所は、前身の国立教育研究所時代の1998年から同じ地域でいじめの追跡調査を続けている。13年度の小4生のうち、15年度までの3年間に「仲間外れ、無視、陰口」のいじめを全くしなかった子どもの割合は21.4%。10～12年度は14.4%、11～13

年度は17.7%、12～14年度は21.3%で、この4年間、増え続けている。いじめの被害を全く受けなかった割合は今回、11.5%だった。これまで加害と被害の割合はほとんど同じだったが、初めて開きがみられた。研究所の滝充・総括研究官は「いじめをやめさせようという先生の意識が、法の施行で高まった。中学では従来かなり指導が行われ、がらっと変わった印象を生徒が受けなかったのかもしれない」と話す。また、女子で、いじめの加害経験の減少が目立っていることについては「小学校高学年では女子のほうが精神年齢が高く、先生の指導の意味を察知できる点が多い」とみる。「仲間外れ、無視、陰口」は小4～中3の6年間に9割超が被害も加害も経験する一方、暴力を伴ういじめは、小4～中3の12回の調査で、受けたこともしたことも2回以下のケースが半分を占めた。「限られた一部の子が何回も繰り返す傾向があり、暴力を伴わないいじめとは異なる対応が必要」としている。

■ 2016/7/23 【朝日新聞】

道徳、評価は記述式 文科省の会議、 教科化向け了承 発言・感想文で成長把握

小中学校の道徳が2018年度から順次教科に格上げされるのを受け、文部科学省の専門家会議は22日、子どもを評価する方法についての報告書案を了承した。評価のポイントとして「自分と違う意見を理解しようとしたこと」などを挙げ、子どもがどれだけ成長したかを授業中の発言や感想文などをもとに把握。他の子と比べず、数値ではなく記述式で評価する。報告書案は、スピーチや発表などで内面を把握する工夫もあると提案。発言や文章表現が苦手な子どももいるため、教員や他の子どもの話を聴く様子にも着目するよう求めた。評価のポイントでは「道徳的価値の対立がある場面で行動を多角的に考えようとしている」「教材の登場人物を自分に置き換え理解しようとしている」なども例示。評価結果は「入試の合否判定に活用することのないようにする必要がある」と釘を刺した。文科省によると

教員は通知表のもとなる「指導要録」に評価結果を書き込む。文科省は近く、道徳の評価の欄を新たに設けた指導要録のひな型を作り、各教委に通知。今回の報告書も配り、学校に届けてもらう予定だ。

■ 2016/7/29 【毎日新聞】

「所在不明の子ども」全国に25人… 12人は2年前から 厚労省

住民票はあるのに自治体が居住実態を把握できない「所在不明の子ども」が28日現在、13都県に25人いることが厚生労働省の全国調査で分かった。うち12人は2年前の調査から引き続き居場所が分からず、事件に巻き込まれたとみられる子どもも含まれる。事件や虐待など危険な状況に置かれている可能性があるとして、各自治体は警察と協力し安否確認を続ける。調査は2014年に続き2回目。14年10月20日時点では141人の所在が分からなかった。今回の調査は、15年6月時点で乳幼児健診を受けていなかったり、学校に通っていないなかったりして連絡が取れず、市区町村が安否確認が必要と判断した18歳未満の1878人を対象に実施した。その結果、1853人は家庭訪問のほか、他の自治体や警察、入国管理局との情報共有、照会により所在が確認されたが、25人（男10人、女15人）はなお所在が分からない。年齢別では就学前が4人、小学生7人、中学生6人、義務教育期間後の子が8人だった。都道府県別では、東京5人▽栃木、埼玉各3人▽茨城、三重、和歌山、熊本各2人▽長野、愛知、岡山、山口、高知、長崎各1人。数人は、周囲の状況から海外に出国している可能性もあるという。25人のうち3人は、過去の経緯から病院に通院させていない恐れがあることなどから虐待を受けている危険性がある。また、15年6月に東京都新宿区の女性が相模原市で遺体で見つかり、元交際相手の男が殺人容疑で逮捕、起訴された事件で、消息が分かっていない女性の長男も25人に含まれる。一方、所在が確認された事例の中には、殺人容疑で逮捕、起訴された男の供述で今年1月に佐賀県伊万里市で母親とともに遺体で見つかった福岡県久留米市

の男児が含まれる。全国調査に伴って県児童相談所が14年6月に県警に行方不明届を出して捜査が始まり、発覚した。厚生労働省虐待防止対策推進室は「昨年3月に自治体や教育委員会、警察が協力して調査するよう求める通知を出し、連携が進んで居場所が分かる子どもが増えてきた。今後も調査を実施し、早期に居場所を把握して事件や虐待の防止につなげたい」としている。

■ 2016/7/30 【朝日新聞】

「通級指導」教職員数を充実 文科省

発達障害や外国籍の子どもらに対応する教職員を増やすため、文部科学省は29日、国が給与負担する公立小中学校の教職員定数を充実させると発表した。対応が必要な子どもが増えれば教職員数も増える仕組みにする。早ければ来年の通常国会に義務教育標準法の改正案を出す。充実させるのは、比較的軽い障害の子が通常学級に通いながら一部の授業を別室で受ける「通級指導」と、外国人児童生徒らへの日本語指導に対応する教職員。

■ 2016/8/1 【朝日新聞】

小学英語、教科に格上げへ 新学習指導要領まとめ案

2020～22年度に小中高校で順次始まる新しい学習指導要領について、文部科学相の諮問機関「中央教育審議会」が1日、審議まとめ案を公表した。小学5、6年生の英語が「外国語活動」から教科に格上げされ、年間の授業時数は70コマ分（1コマは45分）に倍増する。他教科も合わせた総時数は1015コマ分。事実上の限度とされるコマ数（年間980コマ）を超える量で、どう消化するかが課題となる。5、6年生の英語は週2コマ分。小学3、4年でも年間35コマ（週1コマ）分の外国語活動が始まる。ほかの教科は時数が変わらないため、小学3～6年生の授業時間は「純増」する。1998年の改訂で学習内容を3割減らした「ゆとり路線」が批判を浴び、文科省が時数の削減をしない方針で臨んだためだ。5、6年生より国語などの時数が多い4

年生も含め、年間標準授業時数（最低限の授業時間）は1015コマ分、週29コマ相当になる。一方で児童の負担などから週の授業時間は今の28コマが限界とされる。文科省は始業前の短時間学習などを使うことを想定するが、すでに読書や計算に活用している学校が多い。このため、時間割作りの工夫について有識者会議で検討し、年内をめどに出す答申に盛り込む方針だ。ほかにも高校では、科目を再編。主権者教育を担う「公共」や、18世紀後半以降を中心に世界史と日本史の両方を学ぶ「歴史総合」（いずれも仮称）などの必修科目を新設した。規範意識や社会のマナーを学ぶ科目の創設や日本史必修化を求める自民党の主張を踏まえた。中教審の審議では、いずれも単なる暗記ではなく、思考力を重視。特に「公共」は議論や討論、模擬投票などを通じて生徒が自主的に考える内容だ。小中高校を通じ、対話や討議で児童生徒が主体的に学ぶアクティブ・ラーニングの充実も盛り込んだ。

■ 2016/8/4 【朝日新聞】

児童虐待対応、10万件超える 15年度、心理虐待が増

全国の児童相談所（児相）が2015年度に対応した児童虐待は初めて10万件を超えた。暴言や脅しによる「心理的虐待」が目立って増え、全体の半数近い。統計を取り始めた1990年度から25年連続で過去最多を更新し、10万3260件となった。厚生労働省が4日に速報値を公表した。住民や警察などからの通告をもとに全国208カ所の児相に対応した件数をまとめた。前年度から1万4329件（16.1%）増え、10年間で3倍になった。暴言や脅しなどで子どもの心を傷つける「心理的虐待」が4万8693件（前年度比9918件増）で、全体の47.2%（14年度は43.6%）を占めた。子どもの目の前で家族に暴力をふるう「面前DV（家庭内暴力）」が心理的虐待として警察から通告されるケースが増えたという。殴る・蹴るなどの暴行を加える「身体的虐待」は2万8611件（前年度比2430件増）、食事を与えないなどの「ネグレクト（育児放棄）」が2万4438件（同1983件増）、子どもへの性行為など「性

的虐待」は1518件(同2件減)だった。都道府県別で最も多かったのは大阪府の1万6581件(同2843件増)。神奈川県1万1595件(同1405件増)、東京都の9909件(同2095件増)が続いた。最も少なかったのは鳥取県の87件(同5件増)だった。児相に電話で相談しやすくなったことも件数が増えた理由とみられる。厚労省は昨年7月から、虐待通告や子育ての悩みを受け付ける児相の全国共通ダイヤルを10桁から3桁の「189」に変更。共通ダイヤルにかかってきた電話は14年度の2万144件から、15年度は23万3880件と急増した。NPO法人児童虐待防止協会(大阪市)の津崎哲郎理事長は「核家族化で家族が孤立しやすくなり、経済的に苦しい家庭も増えている。一方で子育て家庭への支援は十分とは言えず、厳しい環境の中で虐待が増えている」と分析している。

■ 2016/8/17 【朝日新聞】

私立小中学校の授業料、 最大14万円補助 文科省が検討

文部科学省は、私立小中学校に通う子どもがいる年収590万円未満の世帯に対し、授業料の一部を補助する制度の整備に乗り出した。年収に応じ年10万～14万円を補助する内容で、来年度予算の概算要求に約13億円を盛り込む方針。文科省によると、補助額は、世帯年収250万円未満なら年14万円、250万円以上350万円未満なら12万円、350万円以上590万円未満なら10万円を想定し、対象世帯からの申請を受けて支給する。年収590万円未満の世帯の私立小中学生(特別支援学校含む)は昨年5月時点で推計約4万人おり、全対象世帯に支給した場合は年約43億円かかる。同省は来年度の小1と中1から順次導入したい考えで、予算編成に向け財務省と協議する。文科省の調査では、私立小中の年間平均授業料は小学校約43万円、中学約41万円。私立に通わせる世帯は比較的高年収の場合が多い。ただ地元の公立でいじめを受けたなどの事情で私立に通う例もあるという。高校授業料無償化の一環で、私化の一環で、私立高校生のいる世帯には最大で年約30万円の

補助制度があるが、私立小中学生向けの同様の制度はない。こうした背景を踏まえ、自民党の教育再生実行本部は4月、私立中学生の授業料負担軽減を政府に提言。文科省は経済的に余裕がない私立小中学生向けの授業料補助の新制度を検討してきた。全国の私立中は今年5月時点で767校(全中学校の約7.5%)、私立小は230校(全小学校の約1.2%)。児童生徒数は私立中で24万84人、私立小は7万7187人。

■ 2016/8/21 【朝日新聞】

脱貧困、最低限の学びを 研究者・元教員ら、学会きょう設立

貧困などが原因で、人らしく生きるのに必要な教育を十分に受けられない人が後を絶たないとして、研究者や元教員、生活困窮者の支援者ら100人あまりが21日、「基礎教育保障学会」を設立する。それぞれの取り組みを報告して現場で役立てたり、最低限の教育をすべての人に保障するための政策を提言したりする。学校で学んだ経験のない人や中学を修了していない人について、全国夜間中学校研究会は2003年に百数十万人と推計。形の上では卒業していても不登校だったり、貧困を背景に居所不明となっていたりして義務教育を十分に受けずに大人になる人もいる。基礎教育を「尊厳を持って生きていくために最低限必要な教育」と位置づけ、貧困の連鎖を断つためにも充実させる必要があるとしている。東京都小金井市の夜間中学元教員、関本保孝さん(62)らが設立を呼びかけ、研究者や現場に携わる人、当事者らのネットワークを目指す。呼びかけ人の一人、添田祥史・福岡大准教授(成人基礎教育)は「現場で得た経験を共有したい」と話す。設立総会は21日午前10時から東京都立川市の国立国語研究所で。問い合わせは設立準備会事務局(info@jasbel.org)。子どもの貧困に詳しい湯澤直美・立教大教授によると、貧困家庭では保護者自身が学びの機会を十分に得られずにきた場合もある。「就労に向けた資格取得といっても壁が厚い。奪われた学びの回復が必要だ」見城慶和さん(78)＝千葉県松戸市＝らは東京都内の

夜間中学教員だった1976年、学校に通った経験がない人のため最低限必要な漢字を選んだテキストを作った。「基礎」「履歴書」「病院」など14の柱立てで「一二三」「氏名」「業」など381字を載せた。「各現場の手法が互いに応用しやすくなる」と学会の意義を語る。

■ 2016/8/22 【朝日新聞】

子育て家庭の支援拠点整備へ 児童虐待の深刻化を防ぐ

増え続ける児童虐待への対応を強化するため、厚生労働省は、子育てに問題を抱える家庭を支援する拠点の整備を進める方針を固めた。身近な場所でカウンセリングなどを継続的に受けられるようにして、虐待の深刻化を防ぐ。市町村に整備費や人件費の一部を補助。2017年度予算の概算要求に盛り込む。拠点には児童福祉司などの専門職を配置する。虐待の通告を受けた児童相談所（児相）が一時保護するほどの緊急性はなくても、虐待の可能性が残っていたり子育ての悩みを抱えていたりする家庭を対象に想定。継続的な家庭訪問や保護者指導、カウンセリングなどを通じて親子を支援する。厚生労働省は、拠点となる施設を新設したり、既存施設を改修したりする市町村に補助する方針。財政規模が小さい自治体には、複数の市町村が共同で拠点を整備することも認める。児相が対応する児童虐待の件数は統計を取り始めた1990年以降増え続けており、15年度は初めて10万件を超えた。来年4月に施行される改正児童福祉法では、子育て家庭への支援拠点を整備するよう市町村に努力義務を課している。

■ 2016/8/28 【朝日新聞】

発達障害児の通級指導充実に 専任教員 890人増要求へ

発達障害のある子らが通常学級に在籍しながら一部の授業を別室で受ける「通級指導」を充実させようと、文部科学省は2017年度予算の概算要求で、公立小中学校に専任教員を890人増やすよう求める。公立小中で通級指導を受けるのは全児童生徒の1%弱の約9万

人（15年度）。発達障害の可能性のある小中学生は6.5%と推計され、希望者に行き届いていないとの指摘がある。文科省は今後10年ほどで担当教員数を大幅に増やす方針だ。来年度からは毎年の予算編成で数を決めるのではなく、対象の子の数に応じて自動的に配置される仕組みにするため、来年の通常国会に義務教育標準法の改正案を提出する。概算要求では通級指導の教員を含め、国が給与負担する教職員定数を計3060人増やすよう求める。内訳は小学校の英語や理科など専科指導の充実（330人）▽日本語指導など外国人児童生徒への対応（190人）▽貧困で塾に行けない子への補習（400人）▽教員の質向上のための指導教諭の配置促進（50人）など。今年度の教職員定数は約69万人。大部分が子どもの数に応じて決まり、来年度は少子化に伴って定数も3100人減ることになるため、要求通り増えても40人分減る計算だ。

■ 2016/8/30 【朝日新聞】

夏休み明け、SOS気づいて 中学生の自殺、4年連続増

国内全体の自殺者が減る中で、中高生の自殺が増えている。文部科学省は7月、夏休み明けに自殺を図る子どもが多いとして、全国の教育委員会などに対策を求めた。昨年の中学生の自殺者は102人で、17年ぶりに100人を超えた。自殺予防の授業に取り組む学校も出てきている。厚生労働省によると、昨年の自殺者は全体で2万4025人と、前年に比べて1402人減った。2012年に3万人を切り、減少は6年連続だ。中学生の自殺者は増減を繰り返しているが、最近はその人数が減る中で増加傾向を示している。71人から78人になった12年以降、4年連続の増加だ。1980年以降でみると、昨年は人気女性歌手が自殺した86年（133人）に次ぐ多さ。中学生10万人当たりの自殺者数は2.94人で最多となった。高校生の昨年の自殺者は241人。10万人当たりの自殺者数は7.26人で、過去3番目に多かった。厚労省自殺対策推進室の担当者は「中学生くらいまでは遺書を残さず、突発的に見えるケースが多い。なぜ増えている

のかが分析しづらい。微妙なシグナルを見逃さないようにし、悩みを打ち明けやすい環境作りが大切」と話す。子どもの自殺は長期の休み明けに集中する傾向があり、夏休み明けが最も多い。内閣府が過去約40年間の18歳以下の自殺者数を日付別に集計したところ、9月1日だけが100人を超え、131人にのぼった。文部科学省は7月、夏休み明け前後に鉄道による自殺を防ぐため駅や踏切などで見守り活動をする▽自殺をほのめかすネットの書き込みのパトロールを強化する——などの対策を全国の教育委員会などに求めた。

■ 2016/8/30 【朝日新聞】

望まぬ妊娠、孤立防げ 虐待予防、産院に相談員 厚労省、来年度計画

乳児の虐待死を防ぐため、厚生労働省は来年度から望まない妊娠で未婚や貧困に悩む妊婦の支援事業を始める。産科医療機関などに児童福祉司らを配置し、妊娠の段階からケアをする。まずモデル事業として10自治体で取り組むため、来年度予算の概算要求に7800万円を盛り込んだ。この事業は、児童虐待に対応する児童福祉司や社会福祉士らを妊婦との接点が多い産院や助産所のほか、貧困や家庭内暴力などで支援が必要な母子を受け入れる「母子生活支援施設」に常駐させる計画。妊婦健診や駆け込み出産の対応で望まない妊娠を把握した場合には相談相手となり、乳児院などの施設や生活保護の相談窓口などにつなげる。妊婦が希望すれば、児童相談所と連携して養子縁組に向けた支援も検討する。厚労省によると、無理心中以外の虐待で亡くなった18歳未満の子どもは2003～13年度で計582人いる。0歳児が256人(44%)と半数近い。そのうち生後24時間以内は98人(17%)で、加害者の9割は実母。98人は全員、自宅など医療機関以外で生まれ、出産段階で社会との関係が持てていなかった。98人の死因は絞殺以外の窒息が37.8%、出産後の放置が15.3%、絞殺が6.1%だった。望まない妊娠をした妊婦は行政への相談をためらう傾向もあり、適切な支援体制をつくることが課題となっている。

■ 2016/8/31 【朝日新聞】

給付型奨学金に成績基準検討 文科省、議論の経過公表

返済のいらぬ給付型奨学金の創設に向け、文部科学省は31日、議論の途中経過をまとめた資料を公表した。対象者を選ぶ際、一定の成績基準を設けることを検討。基準を満たせなくても、学力向上など優れた成果を収めた場合は学校の推薦で対象に含めることも例示した。文科省は30日に公表した来年度予算の概算要求で、給付型奨学金制度をつくと明記。予算額は示しておらず、政府内で調整して年末までに対象者数や給付額を詰める。法改正し、2018年度の入学生から利用できるようにする考えだ。対象は大学、短大、高等専門学校、専門学校生で、児童養護施設の退所者や、生活保護・住民税非課税世帯など年収の低い世帯の学生に限るとした。高校の1学年では、こうした境遇にあるのは約16万人で、うち進学者が対象となる可能性がある。また、「高校時の5段階評定で平均3.5以上」を貸与の条件にしている無利子奨学金と同様、「一定の成績基準の設定を検討すべきだ」とした。基準の具体的な数値は示さなかった。一方、基準を満たない場合でも学校推薦に当てはまる事例として、「困難な状況を抱えて高校前半で一時的に成績が下がり、後半には学力を向上させるケース」などをあげた。学校推薦で対象を選ぶ場合は透明性や公平性をどう確保するか、導入時期や手続きをどう周知するかを検討課題とした。

■ 2016/9/3 【朝日新聞】

日本型教育「輸出」へ一歩 シンポで取り組み紹介、月内に有識者会議

掃除当番、給食、教員研修に塾——。日本型教育の特徴を官民間問わず世界に「輸出」する。そんな文部科学省の事業が、本格的に動き出した。8月にはシンポジウムを開き、すでに海外展開に取り組む大学や民間企業の取り組みを紹介。9月にも有識者会議を開き、補助金の対象となる「第1号」を選ぶ。東京・霞が関。文科省で8月に開かれたシンポには、教育の「輸出」に

関心のある大学や企業の関係者ら約300人が参加し、五つの事例が紹介された。アフリカなどとの研修事業を発表したのは鳴門教育大（徳島県）だ。教職員を派遣したり、現地の人材を受け入れたりして、日本の授業や学級運営の方法を伝えている。1999年から取り組んでいるという。今年は6～7月、モザンビークの教員養成校の教員ら10人を招いた。日本の教育制度や分級学習について講義を受けたり、香川県の公立小の授業を視察したりする3週間の研修。通訳を介して日本語で行った。発表した香西武（こうざいたけし）副学長（国際交流担当）は、「アフリカでは子どもの間違いは悪いことという見方がある。間違いをもとに考えさせる日本の授業が参考になるようだ」と話す。ほかにモロッコやジブチ、ラオスの人々も対象に研修を実施している。メニューは日本の教員研修や教科書、教科カリキュラムなど多様なものの中から、ニーズに合わせて選んでいるという。シンポではこのほか、民間企業や学校法人などの発表があった。国立高等専門学校機構は、15歳から5年間で専門人材に育てるという日本の高専教育にアジアなどから関心が集まっていることや、タイやモンゴルに展開拠点となるオフィスを設置することを報告。独自の教材ですでに世界中に展開している公文教育研究会は、解き方を教わるのではなく自ら学ぶ点が受け入れられた、と説明した。その後、発展途上国の学校教育の充実について研究している北村友人・東京大大学院准教授が登場。日本型教育の特長について「高い基礎学力」「協働的な学び」「格差の小ささ」「規律」などをあげた。鳴門教育大など「輸出」の先行事例について、北村准教授は「海外との交流を通じ、さらに多様な日本型教育の強みに気づくことができる。ニーズに合わせて共通の土俵で協力ができれば、外交関係もうまく進む」と意義を語った。こうした「輸出」を増やすため、文科省は今年度、「官民協働プラットフォーム」を立ち上げた。主な仕事は、日本の教育に対する各国のニーズを調べ、民間企業や塾、途上国支援を目指す大学やNPOなどにつなぐことだ。国別の分科会をつくり、各国に何が必要かを具体的に検討。参加した企業や大学などととも、ニーズに応えるため何をするか、何ができるかを探る。分科会は9月以降、年度

内に3回開く案がある。文科省によると、すでに「専門学校のアップグレード支援を」（ベトナム）、「日本の小中学校制度をモデルとして導入したい」（インド）、「高等専門学校をモデル的に導入したい」（タイ）などの要請があるという。さらに、9月には教育や経済界の有識者でつくる会議を開き、口火となるモデル事例を選んで補助金で後押しする方針。一企業の海外支店をつくるイメージではなく、複数の事業者が協業することを期待しているという。すでに募集を始めており、10月～1月に選定、実施する予定だ。文科省の担当者は「なるべく多くの案件が成立するようにし、日本型教育の海外展開の機運を高めていきたい」と話す。

■ 2016/9/7 【朝日新聞】

「引きこもり」推計54万人 7年以上が急増、3割超に

内閣府は7日、学校や仕事に行かず半年以上ほとんど外出しない15～39歳の「引きこもり」の人が、全国に54万1千人いるという推計値を発表した。6年前の推計値に比べ、7年以上引きこもっている人の比率が倍増し、長期化がうかがえる。「若者の生活に関する調査」で、2015年12月に5千世帯の本人や家族を対象に調べた。10年に続く2回目。引きこもりの人の割合は1.57%で、前回の1.79%（推計69万6千人）を下回った。内閣府は「相談窓口の設置などにより、人数的には改善があったと思われる」と分析する。年齢は、20～24歳と25～29歳が24.5%で最も多く、30～34歳と35～39歳が20.4%が続いた。男女別では、男性が6割以上を占めた。引きこもり期間は7年以上が34.7%で最多で、前回の16.9%から倍増。引きこもりになった年齢は、15～24歳が6割以上を占め、「不登校」「職場になじめなかった」などの理由を挙げた。35～39歳も10.2%と前回の5.1%を上回り、比較的年齢が高くなってから引きこもる人が増えた。調査では、過去に引きこもった経験についても尋ねた。約5%に経験があった。期間は半年から1年が39.2%で最多で、7年以上も14.6%いた。抜けだした要因は「フリースクールに通い人間関係が好転した」「自分にあった職に就けた」「同じような経

験をしている人と会った」「医療機関を利用した」などの回答があった。内閣府の担当者は「短期間のうちに状況を改善して就労などにつながるよう、相談機関などを通じて支援したい」と話した。菅義偉官房長官は8日の記者会見で、引きこもりへの対応策として、「ポケモンGO」などの活用を問われ、「外出のきっかけになり、引きこもりが改善されるという事例が海外では報道されている。因果関係、網羅的なデータを持ち合わせていないが、先端的技術を活用して効果をあげることも、今後見極める必要があるだろう」と述べた。

■ 2016/9/13 【朝日新聞】

子ども引き渡し、ルールを明文化 法制審検討へ

離婚した夫婦間の子どもを確実に引き渡す仕組みが必要だとして、金田勝年法相は12日、法制審議会に民事執行法の見直しを諮問した。引き渡しに従わない場合、応じるまで金銭の支払いが加算され続け、さらに裁判所の執行官が強制的に引き離す仕組みも検討する。法務省は法制審の答申を受けて2018年ごろの改正法案の国会提出を目指す。離婚などに際して親権者らは、子と同居するもう一方の親らに対し、子を引き渡すよう裁判所に申し立てることができる。国外に連れ出された16歳未満の子の引き渡しについては、日本が14年に加盟した「ハーグ条約」が適用され、13年に成立した国内法で手続きを定めた。一方、国内での子の引き渡しの強制執行には法律上ルールがなく、動産の引き渡しを定めた民事執行法を子に適用してきた。最高裁によると、子の引き渡しの強制執行を申し立てた件数は昨年全国で97件。このうち27件が実際に引き渡された。民事執行法には引き渡し方法などの規定がないため、執行官は運用で、同居する親らが一緒にいる場面に限る▽親らの自宅に限る▽子の心理についての専門家可能な場合は同行させるなどの対応をしてきたという。だが、専門家からは、法律で明文化されないと対応が一律にならず、「子の心身に悪影響もありうる」との指摘が上がっていた。法務省は、国内での子の引き渡しについても、ハーグ条約の国内法を参考にした仕組

みを検討。裁判で引き渡しが決まっても応じない場合、まず金銭を支払わせる「間接強制」を命じる。それにも従わない場合は、裁判所の執行官が子のいる場所に向いて引き渡しを求める。子への影響を考慮し、「親などが一緒にいる時しか連れ出せない」とする規定を盛り込むことも法制審で検討する。

■ 2016/9/15 【朝日新聞】

虐待通告、最多の2万4511人 警察庁今年上半期、 「子の前でDV」増加

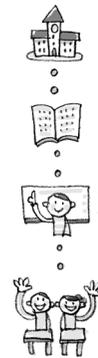
全国の警察が今年上半期（1～6月）、虐待を受けているとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもは2万4511人に上り、上半期の統計を取り始めた2011年以降5年連続で増え、最も多くなった。年間で過去最多だった昨年の上半期を7287人（42.3%）上回った。警察庁が15日発表した。今年上半期に通告が行われた虐待のうち、最も多かったのは心理的虐待の1万6669人で68.0%を占め、次いで身体的虐待の5025人で20.5%だった。性的虐待、育児放棄（ネグレクト）を加えた4類型すべてで前年同期より増え、特に心理的虐待は約5割増。その中でも、子どもの前で配偶者らに暴力を振るう「面前DV」の増加が目立ち、約6割増の1万1627人だった。警察が、虐待があったとして保護者らを摘発したのは512件。身体的虐待が415件（81.1%）を占める一方、心理的虐待は16件（3.1%）にとどまった。身体的な虐待に比べて、立証が難しいためだという。刃物を突きつけ暴言を浴びせたなどとして、暴力行為等処罰法を実父母計10人に適用したほか、下着姿にしてベランダに立たせたとして、同居する母親の交際相手の男を強要容疑で摘発した事例などがあつた。摘発事件で亡くなった子どもは19人で、被害者全体（523人）の3.6%だった。警察庁は今年4月、通報を受けて安否を確認した子どもに虐待が認められなかった事例についても、児相などと情報共有を徹底するよう全国の警察に指示した。今年上半期は、虐待があつたと判断した際に児童虐待防止法に基づいて行う通告とは別に、全国で7397件の情報を児相などに提供。指示前の前年同期と比べて4.6倍に増加した。

■ 2016/9/29 【朝日新聞】

いじめ前兆、進め情報共有 生徒自殺9件で「不十分」

「いじめ防止対策推進法」が施行された2013年9月以降、いじめと自殺の関係が問われた12件のうち少なくとも9件で、第三者委員会が、同法で求められている学校での情報共有が不十分だったと認定していたことがわかった。同法は28日で施行から3年が過ぎたが、3年で法の見直しを検討する規定がある。より情報共有を進める仕組みをどう作るかが、見直し論議の焦点になりそうだ。同法は天津市の中2男子が11年に自殺した事件を機に自民、民主などが法案を共同提出し、13年9月28日に施行された。文部科学省への取材などによると、法施行後、いじめによる自殺と疑われたケースは3年で少なくとも20件あり、小4から高3の20人が亡くなっている。このうち、同法に基づく弁護士らによる第三者委員会が調査を終えた12件について、報告書や答申の内容を分析したところ、一部の教員でいじめの情報を抱え込んだり、学校の対策組織が動いていなかったりして、校内でいじめの情報共有ができていなかったケースが9件あった。同法は被害者が苦痛を感じるものを全ていじめと定義。一部の教員の判断で「いじめではない」と決めることなどがないように、教員らが担当を超えて情報を共有する対策組織を校内に常設することを義務づける。同法の運用を定めた文科省の「いじめ防止基本方針」でも、情報共有の必要性が明記されている。第三者委の指摘のうち、長崎県新上五島町で14年1月に自殺した中3男子は作文などでいじめを示唆していたが、同委は情報を共有すべき学校の「いじめ防止対策委員会」について「具体的な活動を行った形跡は認められなかった」と指摘。14年7月の青森県八戸市の高2女子の事例では、保護者が担任にいじめを訴えていたが、すぐに学年主任に伝えるべき情報ととらえず「情報共有不足で組織的な対応ができなかった」と認定した。昨年11月に自殺した名古屋市西区の中1男子についても「ふざけ行為が組織的に協議された形跡に乏しい」とされた。また、9件以外でも、岩手県滝沢市の中学2年の男子生徒のケースでは、第三者委が学校の対応

について「生徒間でよくある、からかい、いたずらといった認識だった」と認定。法律にあるいじめの定義への理解不足を指摘した例もあった。現在、第三者委の調査が進む8件でも、岩手県矢巾町で昨年7月に自殺した中2男子について、生徒の訴えがあったのに情報を共有できずに自殺を防げなかったとして、学校が遺族に謝罪している。情報共有の不足を指摘される事例が今後、さらに増える可能性がある。文科省は有識者会議「いじめ防止対策協議会」で、法施行からの学校での取り組みを検証しており、10月にも論点をまとめる。



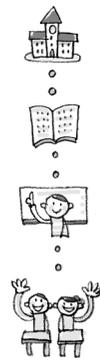
お詫び

いんふおめーしょん 151号に掲載予定でありました「自治体シンポジウム in 宝塚市」開催に関する追加情報ですが、発行延期となったため不掲載となりました。関係者各位並びに読者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

.....

.....

.....





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.151

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2016年12月9日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)
年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円